

2023年5月5日

新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる施設利用料の還付取り扱いについて

日頃より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

これまで、久留米市新型コロナウイルス対策本部より要請を受け行ってきました「新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる施設利用料の還付取り扱い」について5月8日（月）より、下記の通り対応が変更となります。

ご利用頂いております皆様には、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

【変更前】

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、施設利用の中止又は延期を行った場合、納付された利用料は全額返金又はキャンセル料は発生しない」

【変更後】

新型コロナウイルス感染症の第5類感染症（5月8日）への位置づけを持って、上記の対応は終了となります。

※上記対応に関するお問い合わせ先

【久留米市みづま総合体育館】

電話 0942-65-1115

メール miduma@shinko-sports.com

以上